

## 定義について

### 1 市民の定義

市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。(さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例)

### 2 ろう者の定義

聴覚に障害のある者であって、手話を言語として使用して日常生活及び社会生活を営むものをいう。(熊本市手話言語条例)

### 3 手話通訳士等の定義

手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員及び盲ろう者通訳・介助員をいう。(熊本市手話言語条例)

### 4 事業者の定義

市内において事業活動を行う全ての者をいう。(さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例)